

平成27年度 第1回
北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
調整会議資料

介護予防・日常生活支援総合事業
＜概要＞

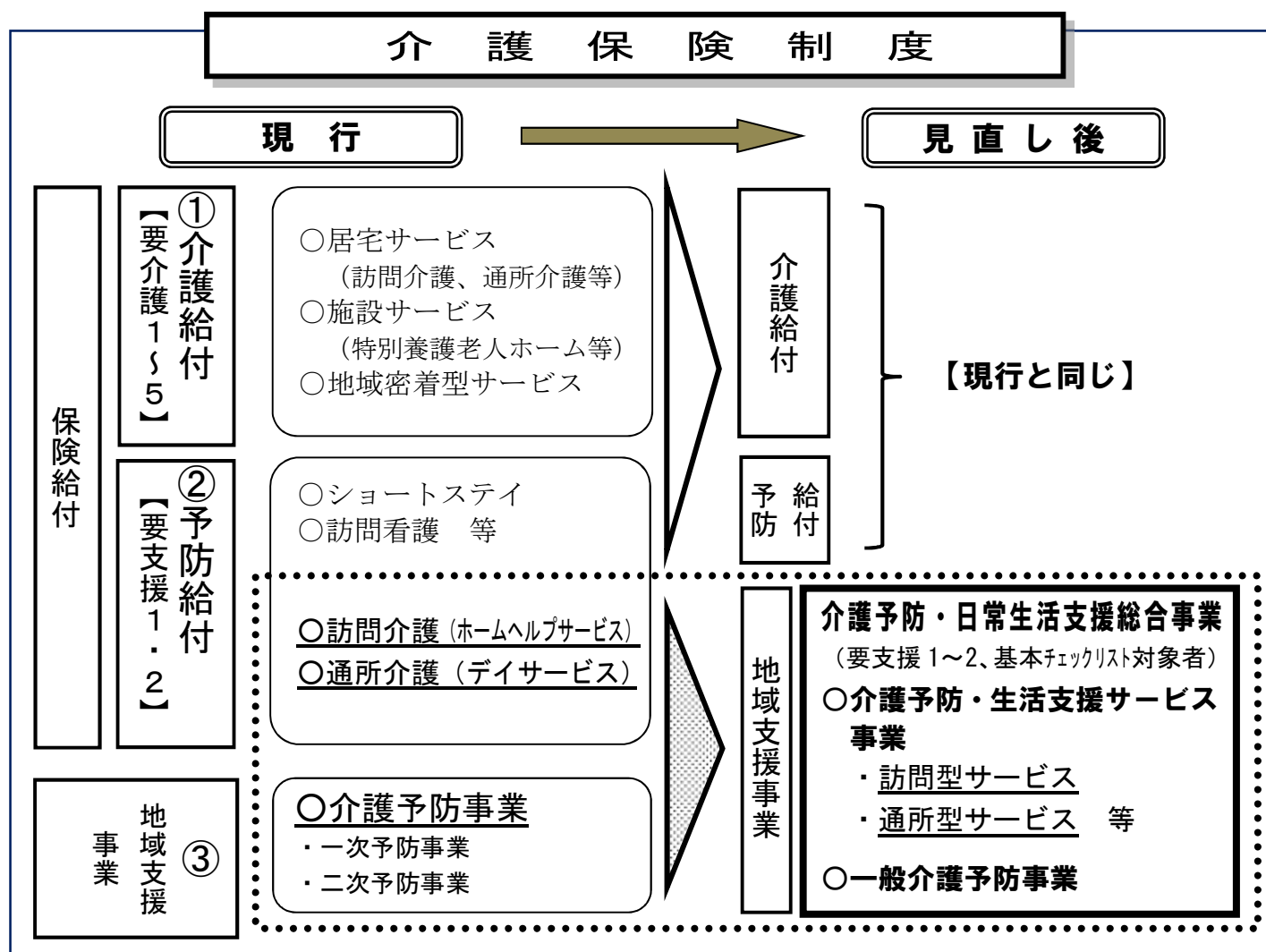
平成27年8月20日(木)

北九州市保健福祉局

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について（案）

1 新しい総合事業について（ガイドライン案等から抜粋）

- (1) 2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援者等の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へ移行。
- (2) 既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として積極的に参加する支援まで、それぞれの地域の実情に応じてサービスの多様化を図っていき、高齢者の多様なニーズに応えていく。
- (3) サービスの利用にあたっては、従来と同様、地域包括支援センター等のケアマネジメントに基づき、適切な支援につなげていく仕組みであり、自立支援の観点から、その人によりふさわしいサービスの利用を実現。



2 本市の要支援認定者の状況

(1) 要支援認定者とサービスの利用状況

【要支援認定者数】

※平成27年3月末現在

要支援者数	17,385人
要支援1	8,738人
要支援2	8,647人

【サービス利用者数】

※平成27年3月末現在

サービス利用者	9,744人
訪問介護利用者	5,957人
通所介護利用者	3,787人

【サービス事業所数】

※平成27年5月1日現在

介護予防訪問介護	353事業所
介護予防通所介護	457事業所

(2) 要支援認定者の状態像

- ① 食事やトイレ、入浴等の日常生活動作（ADL）が自立している人は約 **83%**
- ② 買い物や掃除、金銭管理等の生活を送るうえで必要な動作（IADL）が低下している人は、約 **40%**
- ③ 介護や支援が必要となった主な原因の多くは、筋力低下や骨折・転倒、関節の疾病など、運動器不安定症によるもの

※平成26年9月生活支援等に関する実態調査報告書より

(3) サービスの利用状況

- ① 訪問介護を利用している人のうち、約97%が生活援助、身体介護は約3%
- ② 生活援助の内容は、掃除58%、買い物17%、調理・配膳17%、洗濯5%
- ③ 生活援助サービス利用者のうち、約49%が単一の生活援助サービスのみ利用
- ④ 通所介護は週1回が約4割、週2回が約6割
- ⑤ 通所介護と訪問介護を利用している人は、約10%

※平成25年7月地域包括支援センター作成のケアプラン（640人分）内容より

(4) 介護保険以外の生活支援サービスの利用状況

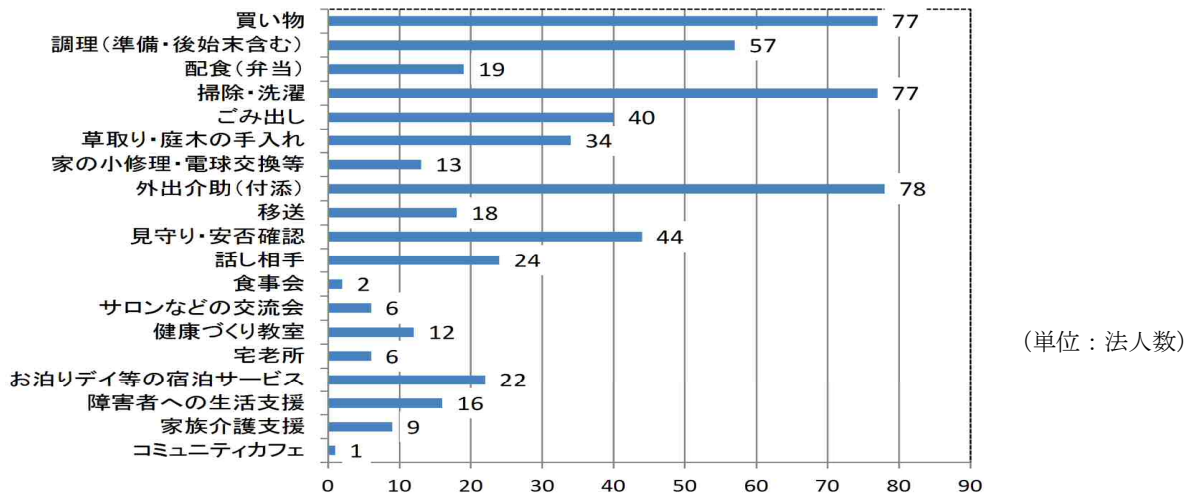
- ① 要支援認定者のうち、約17%が介護保険以外のサービスを利用
- ② 利用しているサービス内容は、掃除、配食（弁当）、草取り・庭木の手入れ等

※平成26年9月生活支援等に関する実態調査報告書より

3 介護保険事業者やNPO・企業等による生活支援サービス

(1) 介護保険サービスを提供する法人による介護保険外サービス

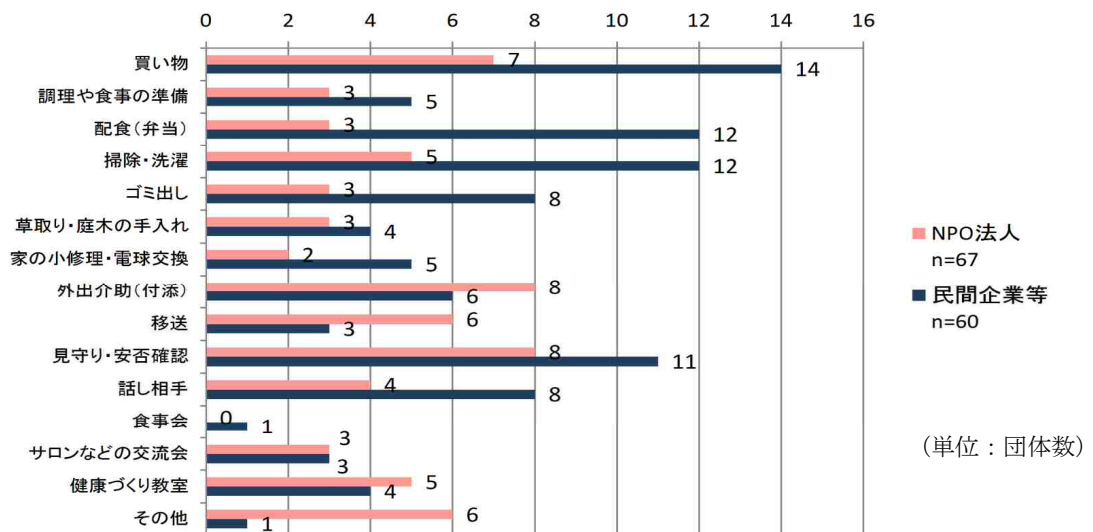
- 介護保険サービスを提供している法人で、何らかの介護保険外サービスを運営・実施している法人は 159/475 法人。
- 「外出介助（付添）」が 78 法人、「買い物」「掃除・洗濯」が 77 法人、「調理（準備・後始末含む）」が 57 法人。



※平成 26 年 7 月介護保険サービス参入意向調査より

(2) NPO・企業等による生活支援サービス

- NPO法人では、「外出介助（付添）」「見守り・安否確認」が 8 件と最も多く、次いで「買い物」7 件、「移送」6 件の順となっている。
- 民間企業等では、「買い物」が 14 件と最も多く、次いで「配食（弁当）」「掃除・洗濯」12 件、「見守り・安否確認」11 件となっている。



※平成 26 年 9 月生活支援サービスに関する実態調査より

4 事業の制度設計にあたっての基本的な考え

- (1) 要支援者等の状態像や多様なニーズを踏まえた多様なサービスを用意。
- (2) 介護保険事業者を含め、NPO・企業など多様な提供主体を確保。
- (3) 能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲を向上。
- (4) 認定を受けるリスクの高い高齢者に対する重度化予防の取組を推進。

⇒ 「サービスの充実」と「費用の効率化」を同時に実現

5 サービス類型

国のガイドラインや要支援者のニーズ等を踏まえ、現行の介護予防給付（訪問介護、通所介護）、二次予防事業（訪問型、通所型）を以下のとおり分類する。

1 専門的サービスの提供（予防給付相当）

- 専門的な支援が必要な要支援者等については、これまでどおり、介護サービス事業者による専門的なサービス（現行の予防給付相当のサービス）の提供

2 基準緩和などによる多様なサービスの提供（サービスA）

- 自立意欲の向上につなげるため、利用者の有する能力に応じた柔軟なサービスによる支援

3 短期集中型の予防サービスの提供（サービスC）

- 体力等の改善に向けた支援が必要な要支援者等に対しては、機能回復や生活行為の改善を図るため、リハ職等による短期集中的な予防サービスを提供

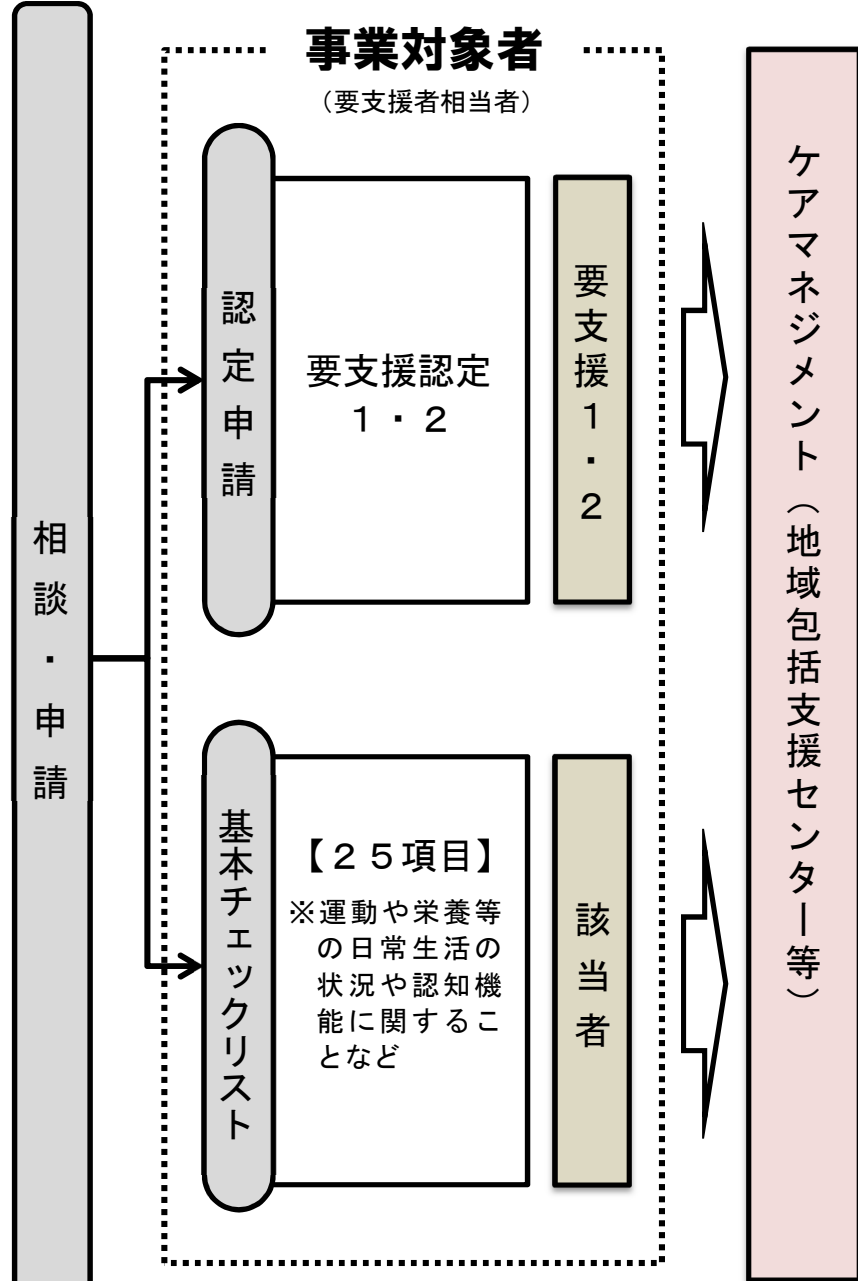
4 住民主体による活動支援（サービスB）

- 元気高齢者をはじめ住民が担い手として積極的に参加する体制づくりを支援

⇒ 上記1～4のサービスについて、今年2月、北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（介護保険に関する会議）においてに次頁のとおり整理した。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについて

介護予防・生活支援サービス事業（要支援 1・2、事業対象者）



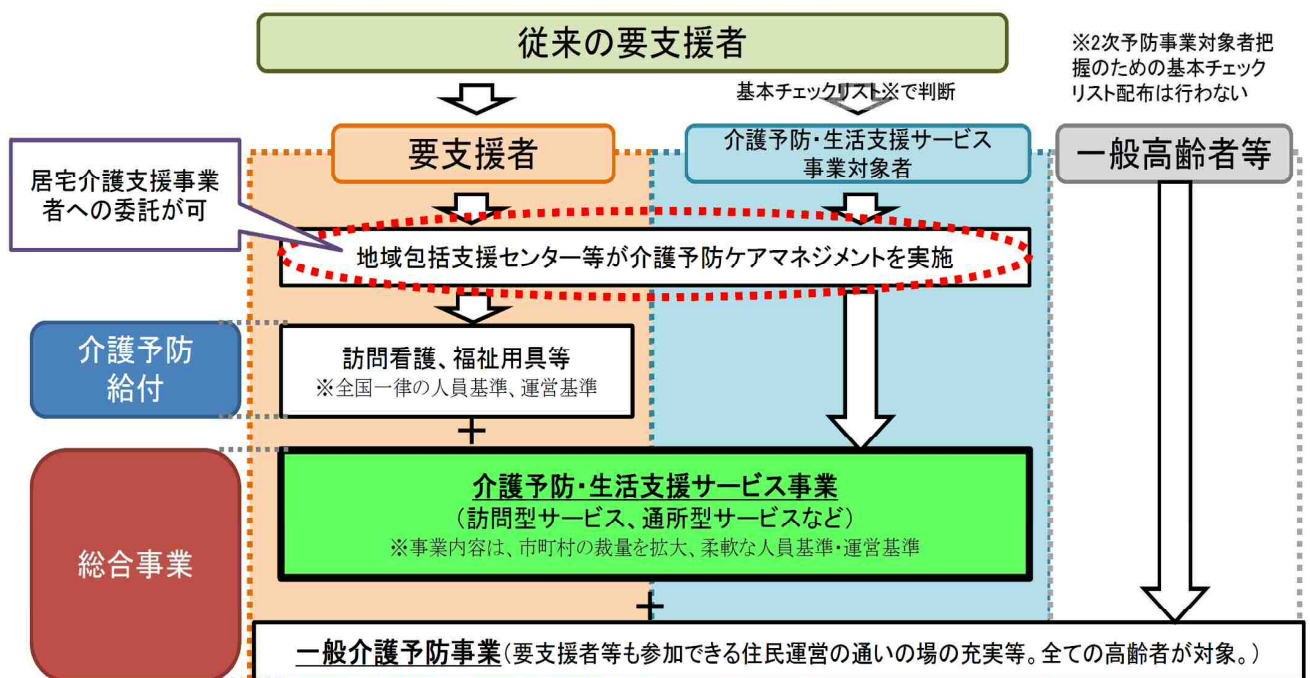
サービス種別	サービス内容	想定している提供主体	サービス単価・自己負担の考え方	
個別サービス 訪問型サービス	I 予防給付型 《予防給付相当》	○従来の予防給付相当のサービス ・居宅において入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援（生活援助、身体介護）の提供	○介護サービス事業者 (みなし指定)	○国が定める額を基に、予防給付相当の単価 ○原則 1 割負担、一定以上所得者は 2 割負担
	II 生活支援型 《訪問型サービス A》	○居宅において家事等を主とした生活援助のサービス ・週に 1～2 回、1 時間程度の利用時間を想定	○介護サービス事業者 ○NPO、民間企業等 (指定)	○予防給付相当以下の単価 ※単価については、介護保険外サービスの提供状況や必要な従事者の経費等を考慮して設定 ○1 割負担
	III 短期集中予防型 《訪問型サービス C》	○保健・医療の専門職が訪問し、日常生活の改善等に関する相談・支援の実施 ○短期集中予防型の通所サービスの利用者に対する日常生活のアセスメントを主とした訪問 ・3ヶ月程度の短期集中的なサービス提供を想定	○介護サービス事業者等	○委託により実施 ※委託にかかる経費については、市が定める基準額を基に算定。 ○自己負担なし
個別サービス 通所型サービス	I 予防給付型 《予防給付相当》	○従来の予防給付相当のサービス内容 ・デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援や機能訓練の提供	○介護サービス事業者 (みなし指定)	○国が定める額を基に、予防給付相当の単価 ○原則 1 割負担、一定以上所得者は 2 割負担
	II 生活支援型 (ミニデイ型) 《通所型サービス A》	○体操、運動、レクリエーション等を通じて生活機能・社会的機能の維持・向上を図る通所サービス ・週に 1～2 回、半日（3 時間程度）の利用時間を想定	○介護サービス事業者 ○NPO、民間企業等 (指定、委託)	○予防給付相当以下の単価 ※単価については、提供時間や必要な従事者の経費等を考慮して設定 ○1 割負担
	III 短期集中予防型 《通所型サービス C》	○日常生活の改善等に向け利用者の個別性に応じた運動プログラム等の実施 ・予防給付型の訪問サービスによるアセスメント訪問と組み合わせ、日常生活に支障のある生活行為を明らかにした上で実施 ・3ヶ月程度の短期集中的なサービス提供を想定	○介護サービス事業者等	○委託により実施 ※委託にかかる経費については、市が定める基準額を基に算定。 ○自己負担なし
地域における支え合いの体制づくり 《訪問型・通所型サービス B》		○地域における生活支援等の支え合い活動の充実を図るための助成制度を実施。 ※既存の住民の自主的な活動（ふれあいネットワーク活動等）を基盤とした仕組みづくりを検討中 <想定している助成対象の範囲> ・要支援者相当者を含めた訪問による定期的な生活支援活動 ・要支援者相当者を含めた気軽に参加し交流等ができる定期的な通いの場づくり活動		

一般介護予防事業（1号被保険者等）
○介護予防把握事業、○介護予防普及啓発事業、○地域介護予防活動支援事業、○一般介護予防事業評価事業、○地域リハビリテーション活動支援事業

6 サービス利用の手続き

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護等）を利用する場合は、引き続き要支援認定が必要。
- 新しい総合事業（訪問型・通所型）を利用する場合は、要支援認定を省略することができ、基本チェックリスト（9頁参照）に該当すればサービスを利用できる。
- 訪問看護等の介護予防給付と新しい総合事業を併用する場合は、要支援認定が必要。
- 第2号被保険者（40～64歳）は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

<サービス利用の手続きイメージ>



7 総合事業への移行後によるメリット

<移行前>

	利用の申し込み (認定)	利用の調整 (マネジメント)	利用できる サービス	利用者の負担
要支援1・2のサービス	要支援認定 (要支援1, 2)	地域包括支援センターもしくは 居宅介護支援事業者(委託)	訪問介護 通所介護	介護報酬単価の1割(もしくは2割)

移行

<移行後>

総合事業	要支援認定 (要支援1, 2) もしくは <u>基本チェックリスト該当</u>	<u>従来どおり</u>	<u>訪問と通所サービスにそれぞれ4種類</u> ①予防給付型 (給付相当サービス) ②生活支援型 (サービスA) ③短期集中予防型 (サービスC) ④地域における支え合いの体制づくり (サービスB)	サービス別に市が定める単価(介護報酬単価以下)の1割(もしくは2割)
メリット	介護認定によらず、基本チェックリストに該当すれば <u>迅速にサービスを利用できる</u> 。 なお、介護認定申請は従来どおり可能。		これまで以上に <u>多様なサービスが提供でき、利用者の選択肢が増える</u> 。	従来よりも <u>低額利用できるサービス</u> もある。

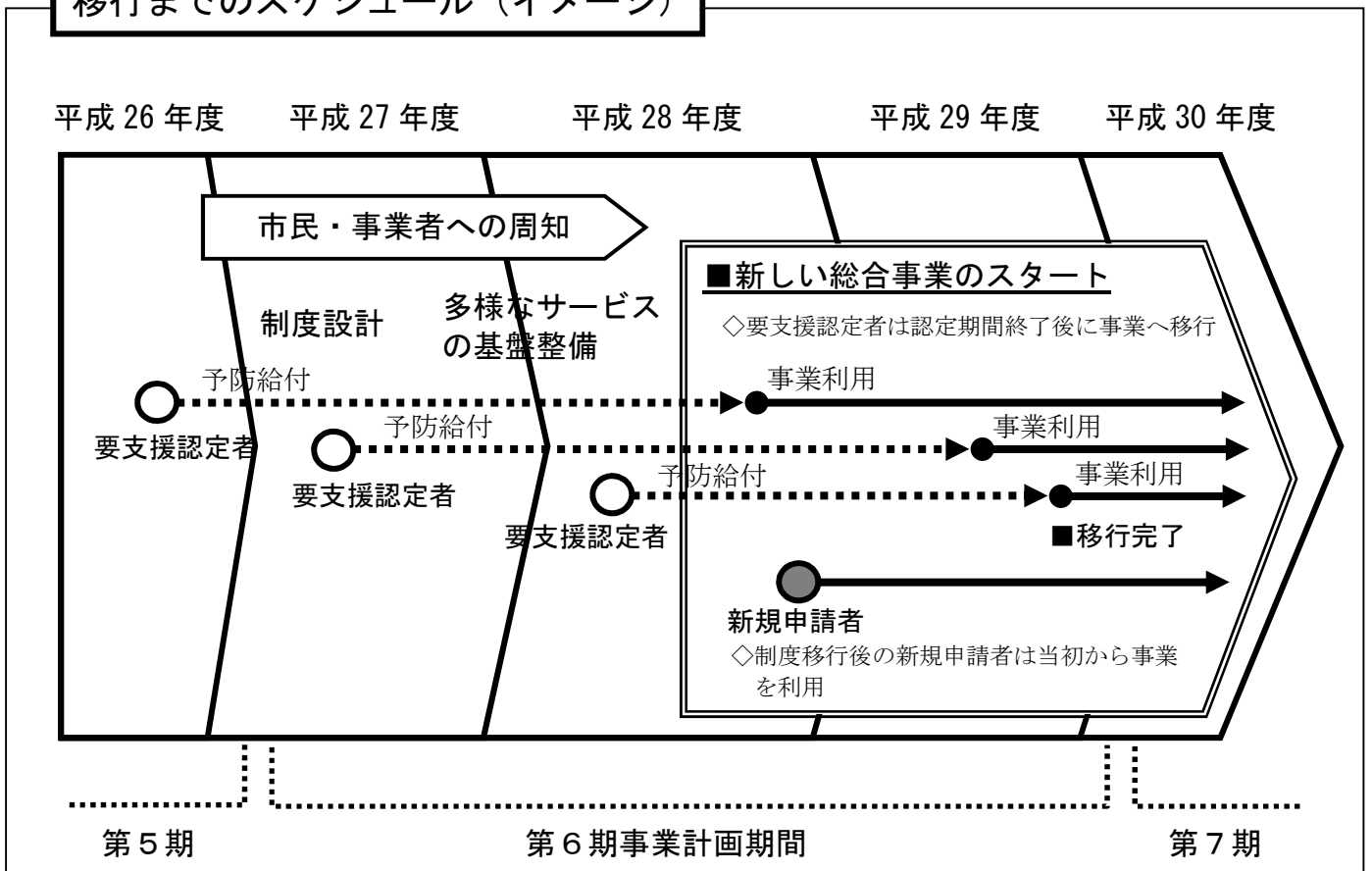
8 実施までのスケジュールについて

- 新しい総合事業の実施にあたっては、現在のサービス利用者が安心して総合事業に移行できるよう、利用者及び事業者への周知、サービス基盤の整備等、一定の時間が必要。
- 円滑な移行のため、総合事業の各サービスを段階的に実施することも検討。

<実施までのスケジュール（案）>

- ① 平成27年度：制度設計
円滑な移行に向けたサービス基盤の整備
- ② 平成28年度中：ケアマネジメント体制の強化
広報等による市民・事業者への周知
新しい総合事業の開始（要支援認定期間満了者及び新規利用者について総合事業によるサービス開始）
- ③ 平成29年度末まで：事業開始から1年間かけて移行を完了

移行までのスケジュール（イメージ）



基本チェックリスト

(様式第一)

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われるですか	1.はい	0.いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

(様式第二)

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No.12を除く。)とは、様式第一の回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12に限る。)とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合をいう。